

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年4月2日から令和2年4月20日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民部 地域つながり課、市民課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和2年2月29日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 地域つながり課

契約事務において、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 多文化共生推進事業業務委託契約書に定められた委託業務実施計画書が提出されていなかった。【多文化共生推進事業業務委託契約書第7条】

(イ) 姉妹都市親善訪問団（高校生）派遣事業委託契約書に添付された個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等の届出及び作業場所の報告がされていなかった。【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条及び第4条】

(ウ) 上記同契約において、仕様書に定められた派遣が中止になったにも関わらず、協議及び仕様書の変更、並びに変更契約が行われていなかった。【業務委託契約約款第9条】

(エ) 西尾市コミュニティバス運行业務委託契約書に印紙の貼付がなかった。【印紙税法】

(オ) にしお市民活動センター倉庫屋根塗替え修繕工事請負契約において、約款で定められた工程表や現場代理人及び主任技術者等の報告がされていないものがあった。

【建設工事請負契約約款第3条及び第11条】

(2) 市民課

契約締結伺いにおいて、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) やすらぎ苑庭園管理業務契約において、設計書に添付された仕様書と、契約書に添付された仕様書とで業務内容が異なっていた。 【業務仕様書】

(イ) 上記同契約において、仕様書にない作業が行われていた。

(ウ) 住民基本台帳ネットワークシステム稼働維持業務及び機器設置業務において、仕様書に定められた作業記録の作成及び承認がされていなかった。 【業務委託仕様書】

(エ) 住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借業務に伴う初期設定作業及び保守作業に関する覚書に添付された個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等の届出及び作業場所の報告がされていなかった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条及び第4条】